

和歌山県警察組織の細目等に関する規程

(最終改正：令和7年3月14日 和歌山県警察本部訓令第7号)

和歌山県警察組織の細目等に関する規程を次のように定める。

和歌山県警察組織の細目等に関する規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 警察本部

第1節 管理官等（第3条）

第2節 次席、副所長、副隊長及び副校長（第4条―第7条）

第3節 検視官、津波避難推進官及び表彰審査官（第8条―第8条の3）

第4節 調査官及び課長補佐等（第9条・第9条の2）

第5節 技能指導官（第10条）

第6節 係及び係長等（第11条―第13条）

第7節 学校に置く職（第14条）

第8節 課等の附置機関に置く職（第15条―第19条の5）

第3章 警察署

第1節 署長、副署長、次長、刑事官及び会計官（第20条―第21条の4）

第1節の2 調査官（第21条の5）

第1節の3 技能指導官（第21条の6）

第2節 課及び課長等（第22条―第22条の3）

第3節 係及び係長等（第23条―第25条）

第4節 分庁舎（第26条・第26条の2）

第5節 幹部交番（第27条―第28条の3）

第6節 交番等の勤務員（第29条・第29条の2）

第7節 交番等の変更（第29条の3）

第4章 雑則（第30条―第32条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号。以下「本部組織規則」という。）第53条及び和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）第6条の規定に基づき、和歌山県警察組織の細目及びこれらの組織に基づく職等について必要な事項を定めることを目的とする。

（職員）

第2条 部及び所属に別に定める基準により次の警察職員を置き、この規程の定めるところに従って、それぞれ事務を分掌させる。

（1）警察官

警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査

(2) 警察官以外の職員（以下「職員」という。）

一般職員及び現業職員

第2章 警察本部

第1節 管理官等

（管理官又は職名を冠した官を置く課等及びその職名）

第3条 本部組織規則第51条に規定する管理官又は職名を冠した官の職名は、別表第1のとおりとする。

第2節 次席、副所長、副隊長及び副校長

（次席）

第4条 課に次席を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 次席は、課の事務の総括的な運営について課長を補佐し、課員を指揮監督する。

（副所長）

第5条 科学捜査研究所（以下「研究所」という。）に副所長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 副所長は、研究所の事務の総括的な運営について所長を補佐し、所員を指揮監督する。

（副隊長）

第6条 交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置き、警視又は警部をもって充てる。

2 副隊長は、隊の総括的な運営について隊長を補佐し、隊員を指揮監督する。

（副校長）

第7条 警察学校（以下「学校」という。）に副校長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 副校長は、学校の総括的な運営について学校長を補佐し、職員を指揮監督するほか、生徒の教育及び訓練に従事する。

第3節 検視官、津波避難推進官及び表彰審査官

（検視官）

第8条 捜査第一課に検視官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 検視官は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

（津波避難推進官）

第8条の2 警備課に津波避難推進官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 津波避難推進官は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

（表彰審査官）

第8条の3 監察課に表彰審査官を置くことができる。

2 表彰審査官は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

3 表彰審査官は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第4節 調査官及び課長補佐等

（調査官）

第9条 課等及び学校に、必要により調査官を置き、警部の階級にある警察官又はこれに

相当する職員をもって充てる。

- 2 調査官は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第9条の2 課に課長補佐(教養課にあつては課長補佐及び師範、研究所にあつては主任研究員、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊にあつては隊長補佐、学校にあつては校長補佐)を置き、警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 課長補佐は、所属長が指定する課の事務を分任し、部下職員を指揮監督する。

- 3 師範は、教養課の所掌事務のうち術科教養を所掌し、部下職員を指揮監督する。

- 4 主任研究員は、研究所の事務を分任し、部下職員を指揮監督する。

- 5 隊長補佐は、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊のそれぞれの事務を分任し、部下職員を指揮監督する。

- 6 校長補佐は、学校の事務を分任し、部下職員を指揮監督するほか、生徒の教育及び訓練に従事する。

第5節 技能指導官

(技能指導官)

第10条 課等により技能指導官を置き、警部又は警部補の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 技能指導官は、上司の命を受け、担当の事務を処理し、部下職員を指揮監督するとともに、専門的な技能又は知識について職員を指導する。

第6節 係及び係長等

(係)

第11条 課等及び学校に置く係(係に相当する隊、班及び官付を含む。)並びに課等の附置機関に置く係(係に相当する隊及び班を含む。)は、別表第2のとおりとする。

(係長等)

第12条 前条に規定する係に所要の係長(研究所にあつては、専門研究員)、主任又は係員を置く。

- 2 係長には警部補の階級にある警察官又はこれに相当する職員を、専門研究員には警部補に相当する職員を、主任には巡査部長の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 3 係長及び専門研究員は、分掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

- 4 主任は、係の事務を分任し、部下職員を指揮監督する。

- 5 係員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

- 6 第1項に規定する主任及び係員の職員の職種ごとに置く職は、別表第2の2のとおりとする。

(総括係長)

第12条の2 一つの係に前条に規定する係長が複数配置される場合には、当該係長のうち所属長が指名する者を総括係長とする。

- 2 総括係長の設置及び運用については、別に定める。

(係の分掌事務)

第13条 第11条に規定する係の分掌事務は、本部組織規則の規定する範囲内で所属の長が規定する。

- 2 所属の長は、前項の規定により係の分掌事務を定めたときは、本部長に報告しなければならない。

第7節 学校に置く職

(教官及び助教)

第14条 学校に教官及び助教を置き、教官には警部補の階級にある警察官又はこれに相当する職員を、助教には巡査部長の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 教官は、生徒の教育及び訓練に従事し、助教は、教官を補佐する。

第8節 課等の附置機関に置く職

(公安委員会補佐室長)

第15条 公安委員会補佐室に公安委員会補佐室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 公安委員会補佐室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(取調べ監督室長)

第15条の2 取調べ監督室に取調べ監督室長を置き、警視をもって充てる。

- 2 取調べ監督室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(監査室長)

第15条の3 監査室に監査室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 監査室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(施設室長)

第15条の4 施設室に施設室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 施設室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(装備室長)

第15条の5 装備室に装備室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 装備室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(企画室長)

第15条の6 企画室に企画室長を置き、警視をもって充てる。

- 2 企画室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(給与室長)

第15条の7 給与室に給与室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 給与室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(若手警察職員指導室長)

第15条の8 若手警察職員指導室に若手警察職員指導室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 若手警察職員指導室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(通訳センター長)

第15条の9 通訳センターに通訳センター長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 通訳センター長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(術科指導・職務執行安全指導室長)

第15条の10 術科指導・職務執行安全指導室に術科指導・職務執行安全指導室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 術科指導・職務執行安全指導室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(健康管理対策室長)

第15条の11 健康管理対策室に健康管理対策室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 健康管理対策室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(情報技術支援室長)

第15条の12 情報技術支援室に情報技術支援室長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 情報技術支援室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(犯罪被害者支援室長)

第15条の13 犯罪被害者支援室に犯罪被害者支援室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 犯罪被害者支援室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(広報室長)

第15条の14 広報室に広報室長を置き、警視をもって充てる。

2 広報室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(警察音楽隊長)

第15条の15 警察音楽隊に警察音楽隊長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 警察音楽隊長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(許可等事務審査室長)

第16条 許可等事務審査室に許可等事務審査室長を置き、警視をもって充てる。

2 許可等事務審査室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(犯罪抑止総合対策室長)

第16条の2 犯罪抑止総合対策室に犯罪抑止総合対策室長を置き、警視をもって充てる。

2 犯罪抑止総合対策室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(通信指令室長)

第16条の3 通信指令室に通信指令室長を置き、警視をもって充てる。

2 通信指令室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(通信指令長)

第16条の4 通信指令室に通信指令長を置き、警部をもって充てる。

2 通信指令長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(水上安全対策室長)

第16条の5 水上安全対策室に水上安全対策室長を置き、警視をもって充てる。

2 水上安全対策室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊長)

第16条の6 鉄道警察隊に鉄道警察隊長を置き、警視又は警部をもって充てる。

2 鉄道警察隊長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(若手警察官育成支援室長)

第16条の7 若手警察官育成支援室に若手警察官育成支援室長を置き、警視をもって充てる。

2 若手警察官育成支援室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(少年サポートセンター長)

第16条の8 少年サポートセンターに少年サポートセンター長を置き、警視をもって充てる。

2 少年サポートセンター長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(サイバー人材育成室長)

第16条の9 サイバー人材育成室にサイバー人材育成室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 サイバー人材育成室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(人身安全対策室長)

第16条の10 人身安全対策室に人身安全対策室長を置き、警視をもって充てる。

2 人身安全対策室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(刑事捜査員育成支援室長)

第17条 刑事捜査員育成支援室に刑事捜査員育成支援室長を置き、警視をもって充てる。

2 刑事捜査員育成室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(特殊犯事件捜査室長)

第17条の2 特殊犯事件捜査室に特殊犯事件捜査室長を置き、警視をもって充てる。

2 特殊犯事件捜査室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(検視官室長)

第17条の3 検視官室に検視官室長を置き、警視をもって充てる。

2 検視官室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(知能犯捜査室長)

第17条の4 知能犯捜査室に知能犯捜査室長を置き、警視をもって充てる。

2 知能犯捜査室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(組織犯罪情報室長)

第17条の5 組織犯罪情報室に組織犯罪情報室長を置き、警視をもって充てる。

2 組織犯罪情報室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(組織犯罪捜査室長)

第17条の6 組織犯罪捜査室に組織犯罪捜査室長を置き、警視をもって充てる。

2 組織犯罪捜査室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(機動捜査隊長)

第17条の7 機動捜査隊に機動捜査隊長を置き、警視をもって充てる。

2 機動捜査隊長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(照会センター長)

第17条の8 照会センターに照会センター長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 照会センター長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(鑑定指導室長)

第17条の9 鑑定指導室に鑑定指導室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 鑑定指導室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(現場科学捜査支援室長)

第17条の10 現場科学捜査支援室に現場科学捜査支援室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 現場科学捜査支援室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交通安全対策室長)

第18条 交通安全対策室に交通安全対策室長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 交通安全対策室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(通告官)

第18条の2 交通反則通告センターに通告官を置き、警視をもって充てる。

2 通告官は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交通犯罪捜査室長)

第18条の3 交通犯罪捜査室に交通犯罪捜査室長を置き、警視をもって充てる。

2 交通犯罪捜査室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(駐車違反取締センター長)

第18条の4 駐車違反取締センターに駐車違反取締センター長を置き、警視をもって充てる。

2 駐車違反取締センター長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交通管制センター長)

第18条の5 交通管制センターに交通管制センター長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 交通管制センター長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(高齢運転者等支援室長)

第18条の6 高齢運転者等支援室に高齢運転者等支援室長を置き、警視をもって充てる。

2 高齢運転者等支援室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(免許デジタル化推進室長)

第18条の7 免許デジタル化推進室に免許デジタル化推進室長を置き、警視をもって充てる。

2 免許デジタル化推進室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(運転免許試験場長)

第18条の8 運転免許試験場に運転免許試験場長を置き、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 運転免許試験場長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(運転免許センター長)

第18条の9 田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターにそれぞれ運転免許センター長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

- 2 運転免許センター長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。ただし、交通反則通告事務については通告官の命を受けて処理するものとする。
(公安対策室長)

第19条 公安対策室に公安対策室長を置き、警視をもって充てる。

- 2 公安対策室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(緊急事態対策室長)

第19条の2 緊急事態対策室に緊急事態対策室長を置き、警視をもって充てる。

- 2 緊急事態対策室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(警衛警護室長)

第19条の3 警衛警護室に警衛警護室長を置き、警視をもって充てる。

- 2 警衛警護室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(警衛対策室長)

第19条の4 警衛対策室に警衛対策室長を置き、警視をもって充てる。

- 2 警衛対策室長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
(警察航空隊長)

第19条の5 警察航空隊に警察航空隊長を置き、警視又は警部をもって充てる。

- 2 警察航空隊長は、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第3章 警察署

第1節 署長、副署長、次長、刑事官及び会計官

(署長)

第20条 警察署長（以下「署長」という。）は、警視正又は警視をもって充てる。

(副署長)

第21条 橋本警察署、岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署、海南警察署、有田湯浅警察署、御坊警察署、田辺警察署及び新宮警察署に副署長を置き、警視をもって充てる。

- 2 副署長は、警察署の総括的な運営について署長を補佐し、署員を指揮監督する。
(次長)

第21条の2 前条第1項に規定する以外の警察署に次長を置き、警視又は警部をもって充てる。

- 2 次長は、警察署の総括的な運営について署長を補佐し、署員を指揮監督する。
(刑事官)

第21条の3 和歌山東警察署及び和歌山西警察署に刑事官を置き、警視又は警部をもって充てる。

2 刑事官は、署長及び副署長を補佐し、生活安全課、刑事第一課及び刑事第二課の所掌事務の総括的な運営並びに交通課及び警備課の所掌事務のうち事件捜査（交通課の事件捜査にあつては、交通切符、交通反則切符及び点数切符の処理手続を除く全交通事件とする。）の総括的な指揮に当たるほか、生活安全課、刑事第一課及び刑事第二課の職員を指揮監督する。

（会計官）

第21条の4 岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署及び田辺警察署に会計官を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 会計官は、署長及び副署長を補佐し、会計業務の総括的な運営に当たるほか、会計課の職員を指揮監督する。

第1節の2 調査官

（調査官）

第21条の5 警察署に、必要により調査官を置き、第9条の規定を準用する。

第1節の3 技能指導官

（技能指導官）

第21条の6 警察署に必要により技能指導官を置き、第10条の規程を準用する。

第2節 課及び課長等

（課の設置）

第22条 警察署に課を置く。

2 前項の規定により、警察署に置く課及び課の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

（課長）

第22条の2 課に課長を置き、警視の次長が兼務する場合を除き、警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 課長は、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

（課長代理）

第22条の3 課に課長代理を置くことができる。

2 課長代理には、警部をもって充てる。

3 課長代理は、課の事務のうち署長が定める事務を分任し、部下職員を指揮監督する。

4 署長は、前項の規定により課長代理が分任する事務を定めたときは本部長に報告しなければならない。

第3節 係及び係長等

（係）

第23条 課に係を置く。

2 前項の規定により、課に置く係は、別表第4に掲げるとおりとする。

（係長等）

第24条 前条に定める係に所要の係長、主任又は係員を置く。

2 第12条第2項から第6項まで及び第12条の2の規定は、前項に定める係長、主任及び係員について準用する。

（係の分掌事務）

第25条 第23条に定める係の分掌事務は、第22条第2項に定める課の分掌事務の範囲内で署長が定める。

- 2 署長は、前項の規定により、係の分掌事務を定めたときは、本部長に報告しなければならない。

第4節 分庁舎

(分庁舎の設置)

第26条 警察署に、必要により分庁舎を置く。

- 2 分庁舎の設置及び運営については、別に定める。

(分庁舎長)

第26条の2 分庁舎に分庁舎長を置き、警視又は警部をもって充てる。

- 2 分庁舎長は、別に定める事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第5節 幹部交番

(所長)

第27条 幹部交番に所長を置き、警部又は警部補をもって充てる。

- 2 所長は、署長の命を受け、担当区域内の警察事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交番の勤務員)

第28条 幹部交番に取調べ監督係、生活安全係、地域係、刑事係、交通係、警備係を置くことができる。

(係長等)

第28条の2 前条に定める係に所要の係長、主任又は係員を置く。

- 2 第12条第2項から第6項まで及び第12条の2の規定は、前項に定める係長、主任及び係員について準用する。

(係の分掌事務)

第28条の3 前条第2項に定める係の分掌事務は、第25条の規定に準じ、署長が定める。

第6節 交番等の勤務員

(交番等の勤務員)

第29条 交番、警察官駐在所、所在地受持、検問所及び警備派出所（以下「交番等」という。）に所要の警部補、巡查部長又は巡查を配置し、事務を分掌させる。

(指揮監督)

第29条の2 交番等に配置する警察官の指揮監督については、別に定める。

第7節 交番等の変更

(交番等の変更手続)

第29条の3 署長は、交番等の設置、廃止又は名称、位置若しくは所管区の変更を必要と認めるときは、次に掲げる事項を記載した書類を付して本部長に上申しなければならない。

- (1) 設置、廃止又は名称、位置若しくは所管区を変更しようとする理由
- (2) 名称、位置又は所管区
- (3) 所管区の面積、人口及び世帯数
- (4) 所管区における犯罪発生状況及び交通事故発生状況
- (5) 所管区の図面等

(6) 関係住民の意向その他参考事項

- 2 交番等を新築し、若しくは改築し、又は移転しようとするときは、前項に準じて取り扱うものとする。

第4章 雑則

(職の指定)

第30条 警部以上の警察官及び課長補佐以上の職員に対する職の指定は、本部長が行う。

- 2 その他の職の要員は、本部長により任命された者の中から、所属長が指名するものとする。

(交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の組織等)

第31条 交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の組織等については、この規程に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(警察本部施設等の名称及び位置)

第32条 警察本部施設等の名称及び位置は、別表第5のとおりとする。

別表第1（第3条関係）

管理官又は職名を冠した官を置く課等及びその職名

所 属	職 名
総 務 課	取調べ監督管理官、公安委員会補佐官、和歌山県議会連絡官
会 計 課	監査管理官、予算管理官、施設管理官
警 務 課	企画官、給与管理官、装備管理官
監 察 課	監察管理官、若手警察職員指導官
厚 生 課	健康管理対策官
広 報 県 民 課	広報官
生活安全企画課	犯罪抑止対策官
地 域 指 導 課	地域指導官、通信指令管理官、若手警察官育成支援官
サイバー犯罪対策課	捜査管理官、サイバー犯罪対策官、サイバー人材育成官
刑 事 企 画 課	刑事指導官、取調べ指導官、通信傍受指導官
捜 査 第 一 課	広域捜査官、統括検視官、捜査管理官、性犯罪捜査指導官
捜 査 第 二 課	捜査管理官
組織犯罪対策課	意見聴取官、組織犯罪情報官、捜査管理官
科学捜査研究所	総括研究員、鑑定指導官
交 通 企 画 課	子供・高齢者安全対策官、交通事故分析官、交通企画管理官
交 通 指 導 課	交通反則通告センター通告補佐官、交通事故事件捜査統括官
交 通 規 制 課	交通管制官
運 転 免 許 課	聴聞官、免許管理官、免許デジタル化推進官
警 備 企 画 課	捜査管理官、公安対策官
外 事 課	外事対策官
警 備 課	警備管理官、災害対策官、警衛対策官

別表第2（第11条関係）

本部の課等及び課等の附置機関に置く係

課 等		係
課等の附置機関		
総 務 課		総務係、庶務係、県議会連絡係
	公安委員会補佐室	公安委員会係
	取調べ監督室	取調べ監督係
会 計 課		庶務係、予算係、用度係
	監 査 室	監査係、出納係、指導係
	施 設 室	施設財産係、施設整備係
警 務 課		庶務係、人事係、採用係
	装 備 室	装備第一係、装備第二係、通信係
	企 画 室	企画第一係、企画第二係、女性活躍推進係、文書係、情報公関係
	給 与 室	給与係
監 察 課		庶務係、企画・訟務係、監察係、表彰係
	若手警察職員指導室	若手警察職員指導係
教 養 課		庶務係、企画指導係、職場教養係、学校教養係、史料係
	通訳センター	通訳係
	術科指導・職務執行安全指導室	術科指導係、自動車安全運転指導係、職務執行安全指導係
厚 生 課		庶務係、厚生係、福利係、共済係
	健康管理対策室	健康管理対策係
情 報 管 理 課		庶務係、企画指導係
	情報技術支援室	開発係、運用係、D X推進係
広 報 県 民 課		庶務係、警察相談係
	犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援係
	広 報 室	広報・渉外係
	警 察 音 楽 隊	警察音楽隊係
留 置 管 理 課		庶務係、企画指導係、留置管理係
生活安全企画課		庶務係、企画指導係
	許可等事務審査室	銃砲・営業等企画係、銃砲・営業等許可係
	犯罪抑止総合対策室	犯罪抑止対策係、地域安全係、犯罪分析係
地 域 指 導 課		庶務係、企画指導係
	通 信 指 令 室	運用指導係、指令係
	水上安全対策室	安全対策係、警察船舶係
	鉄 道 警 察 隊	鉄道警察係
	若手警察官育成支援室	若手警察官育成支援係、職務質問技能指導班
少 年 課		庶務係、企画指導係、少年特別対策係、少年事件捜査

	班
少年サポートセンター	少年サポート係
生活環境課	庶務係、企画指導係、環境対策係、告訴・告発事件捜査・犯行ツール対策係、生活安全特別捜査班
サイバー犯罪対策課	庶務係、企画指導係、サイバーセキュリティ対策係、サイバー犯罪事件捜査係、解析・技術支援係
サイバー人材育成室	サイバー人材育成係
人身安全対策課	庶務係、企画指導係
人身安全対策室	人身安全対策係、子供女性安全対策班
刑事企画課	庶務係、企画係、指導係、公判対応係、手配共助係
刑事捜査員育成支援室	刑事捜査員育成支援係、刑事手続IT化推進係
捜査第一課	庶務係、企画指導係、強行犯・盗犯・広域捜査係、性犯罪捜査指導係、強行犯特別捜査班第一班、強行犯特別捜査班第二班、盗犯特別捜査班
検視官室	検視第一係、検視第二係
特殊犯事件捜査室	特殊犯捜査班
捜査第二課	庶務係、企画指導・知能犯・選挙係、財務捜査指導係
知能犯捜査室	告訴・告発捜査係、知能犯特別捜査班
組織犯罪対策課	庶務係、企画指導係、犯罪収益解明係、国際捜査係
組織犯罪情報室	暴排係、保護対策係、情報指導係、情報第一係、情報第二係
組織犯罪捜査室	暴力団捜査班、薬物・銃器特別捜査班、特殊詐欺捜査班、特殊詐欺連合捜査班、匿名・流動型犯罪グループ捜査班
鑑識課	庶務係、企画指導係、機動鑑識班、現場係、指紋・資料係、足こん跡係、写真係、警察犬係
機動捜査分析課	庶務係、企画係、捜査情報・統計係、捜査分析係、機動分析係
機動捜査隊	機動第一班、機動第二班、機動第三班、広域機動捜査班
照会センター	照会係
科学捜査研究所	庶務係、法医係、化学係、機械・火災係、人文係
鑑定指導室	企画指導係
現場科学捜査支援室	現場科学捜査支援係
交通企画課	庶務係、企画指導係
交通安全対策室	安全対策係、安全教育係、飲酒運転根絶対策係、事故分析係
交通指導課	庶務係、企画指導係、指導取締係、自転車等取締指導係
交通反則通告センター	審査・通告係

	交通犯罪捜査室	捜査指導係、交通鑑識・凶化係、暴走族対策係、交通特殊事件捜査係
	駐車違反取締センター	駐車取締係
交 通 規 制 課		庶務係、企画係、規制係、施設係
	交通管制センター	管制係
運 転 免 許 課		庶務係、企画係、免許係、行政処分係
	高齢運転者等支援室	高齢運転者等支援係
	免許デジタル化推進室	免許デジタル化推進係
	運転免許試験場	講習・教習所係、試験係
	田辺運転免許センター	免許・行政処分係
	新宮運転免許センター	免許・行政処分係
交 通 機 動 隊		庶務係、第一小隊、第二小隊、第三小隊
高速道路交通警察隊		庶務係、企画指導係、第一小隊、第二小隊、第三小隊、 印南分駐隊（第一小隊、第二小隊、第三小隊）、すさ み分駐隊（第一小隊、第二小隊、第三小隊）
警 備 企 画 課		庶務係、企画係、資料係、サイバー攻撃対策係、警備 事件特別捜査班
	公 安 対 策 室	第一係、第二係、第三係、第四係、第五係
外 事 課		庶務係、企画係、第一係、第二係、第三係、第四係
警 備 課		庶務係、企画係
	緊急事態対策室	実施・緊急事態対策係、災害係
	警衛警護室	警衛警護指導係、警衛警護実施係
	警衛対策室	会計係、警衛総務係、警衛実施係、警衛交通係、警衛 通信係、警衛情報係
	警察航空隊	飛行係、整備・管理係
機 動 隊		庶務係、訓練指導係、第一小隊、第二小隊
警 察 学 校		庶務係、企画指導係、教務係、学生係、術科係

別表第２の２（第12条関係）

職種ごとに置く職

職種 ／ 区分	一 般 職 員	現 業 職 員	
		現業技能員	現業員
主 任	主任 研究員主任 少年補導職員主任		
職 員	副主査 少年補導職員副主査 研究員副主査 主事 少年補導職員 音楽技術員 タイピスト 自動車運転試験員 保健師 航海士 機関士 航空整備士 研究員 技師	運転業務員副主査	用務員

別表第3（第21条関係）

警察署に置く課及び課の分掌事務

課制	署 名	課 名	分 掌 事 務
9 課	和歌山東 和歌山西	警 務 課	本部の総務課、監察課、教養課、厚生課、情報管理課及び広報県民課の所掌事務並びに警務課の所掌事務（給与及び退職手当に関する事務を除く。）
		留置管理課	本部の留置管理課の所掌事務
		会 計 課	本部の警務課の所掌事務（給与及び退職手当に関する事務に限る。）及び会計課の所掌事務
		生活安全課	本部の生活安全企画課、少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課及び人身安全対策課の所掌事務
		地 域 課	本部の地域指導課の所掌事務
		刑事第一課	本部の刑事企画課、捜査第一課、鑑識課（科学捜査研究所を含む。以下この表において同じ。）及び機動捜査分析課の所掌事務
		刑事第二課	本部の捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌事務
		交 通 課	本部の交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌事務
		警 備 課	本部の警備企画課、外事課及び警備課の所掌事務
7 課	岩 出 和歌山北 田 辺	警 務 課	本部の総務課、監察課、教養課、厚生課、情報管理課及び広報県民課の所掌事務並びに警務課の所掌事務（給与及び退職手当に関する事務を除く。）
		留置管理課	本部の留置管理課の所掌事務
		会 計 課	本部の警務課の所掌事務（給与及び退職手当に関する事務に限る。）及び会計課の所掌事務
		生活安全刑事課	本部の生活安全企画課、少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課、人身安全対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び機動捜査分析課の所掌事務
		地 域 課	本部の地域指導課の所掌事務
		交 通 課	本部の交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌事務
		警 備 課	本部の警備企画課、外事課及び警備課の所掌事務
6 課	橋 本	警 務 課	本部の総務課、監察課、教養課、厚生課、情報

かつらぎ 海 南 有田湯浅 御 坊 白 浜 新 宮		管理課、広報県民課及び留置管理課の所掌事務並びに警務課の所掌事務（給与及び退職手当に関する事務を除く。）
	会 計 課	本部の警務課の所掌事務（給与及び退職手当に関する事務に限る。）及び会計課の所掌事務
	生活安全刑事課	本部の生活安全企画課、少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課、人身安全対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び機動捜査分析課の所掌事務
	地 域 課	本部の地域指導課の所掌事務
	交 通 課	本部の交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌事務
	警 備 課	本部の警備企画課、外事課及び警備課の所掌事務

別表第4（第23条関係）

警察署の課に置く係

課	係
警 務 課	警務係、取調べ監督係、警察相談係、被害者支援係、留置管理係
留 置 管 理 課	留置管理係
会 計 課	会計係
生 活 安 全 課	企画指導係、許可係、犯罪抑止総合対策係、人身安全対策係、子供女性安全対策係、少年係、風俗捜査係、環境捜査係、経済捜査係、サイバー犯罪対策係
生活安全刑事課	企画指導係、企画係、許可係、統計係、犯罪抑止総合対策係、人身安全対策係、子供女性安全対策係、少年係、風俗捜査係、環境捜査係、経済捜査係、サイバー犯罪対策係、強行犯係、盗犯係、知能犯係、組織犯罪対策係、鑑識係
地 域 課	地域係、自動車警ら班
刑 事 第 一 課	企画指導係、統計係、強行犯係、盗犯係、鑑識係
刑 事 第 二 課	企画指導係、知能犯係、暴力団対策係、薬物捜査係、銃器捜査係、国際捜査係
交 通 課	企画係、規制係、許可係、取締係、交通捜査係
警 備 課	実施・災害係、情報係、事件係、テロ対策係

備考1 上記の表に掲げる係（地域課の係は除く。）について、警部補の配置数等、署情に応じて、係を統合することができる。

- (1) 係を統合する場合の係名称は、例1、例2のとおり、統合する係名同士を「・」（なかつてん）でつないで呼称するものとする。（前者の係名の「係」等の表記は省略する。）

例1：強行犯係と盗犯係を統合する場合は、「強行犯・盗犯係」とする。

例2：犯罪抑止総合対策係、人身安全対策係、子供女性安全対策係、風俗捜査係、環境捜査係、経済捜査係及びサイバー犯罪対策係を統合する場合は、「犯罪抑止・人身安全対策・サイバー犯罪対策・風俗・環境・経済捜査係」とする。

- (2) 生活安全課、生活安全刑事課、交通課及び警備課について、次のア～カに示す係の統合を行う場合の係名称に限り、総称を用いることができる。

ア 生活安全課の企画指導係、許可係及び犯罪抑止総合対策係の全てを統合する場合又は生活安全刑事課の企画係、許可係及び犯罪抑止総合対策係の全てを統合する場合は、「生活安全係」と総称することができる。

イ 生活安全課及び生活安全刑事課の風俗捜査係、環境捜査係、経済捜査係及びサイバー犯罪対策係の全てを統合する場合は、「生活安全捜査係」と総称することができる。

ウ 生活安全刑事課の企画指導係及び企画係を統合する場合は、「企画指導係」と総称することができる。

エ 生活安全課及び生活安全刑事課の人身安全対策係及び子供女性安全対策係を統合する場合は、「人身安全対策係」と総称することができる。

オ 交通課の企画係、規制係、許可係及び取締係の全てを統合する場合は、「交通係」と総称することができる。

カ 警備課の全ての係を統合する場合は、「警備係」と総称することができる。

2 上記の表に掲げる係のうち、盗犯係及び情報係については、例1、例2のとおり、特例として、更に係の細分を行うことができる。

この場合、各々は、第一、第二と（ ）で明示する。

例1：盗犯係を三つに細分する場合は、各々を「盗犯（第一）係、盗犯（第二）係、盗犯（第三）係」とする。

例2：情報係を二つに細分する場合は、各々を「情報（第一）係、情報（第二）係」とする。

3 警務課の留置管理係は、岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署及び田辺警察署を除く。

別表第 5（第32条関係）

警察本部施設等の名称及び位置

名 称	位 置
和歌山県警察本部	和歌山市小松原通一丁目 1 番地 1
和歌山県警察本部南庁舎	和歌山市湊通丁北一丁目 1 番地 4
和歌山県警察留置管理センター	和歌山市栗栖686番地 7
和歌山県警察本部岡崎庁舎	和歌山市西46番地 1
和歌山県警察本部岡崎第二庁舎	和歌山市西 1 番地 1
和歌山県警察本部冬野庁舎	和歌山市冬野687番地 1
和歌山県警察本部毛見庁舎	和歌山市毛見1525番地
和歌山県警察本部西河岸庁舎	和歌山市西河岸町43番地 1
和歌山県警察航空隊	西牟婁郡白浜町2926番地
和歌山県警察鉄道警察隊	和歌山市美園町五丁目61番地
和歌山県警察本部鑑識科学センター	和歌山市西 1 番地
和歌山県警察本部交通センター	和歌山市西 1 番地
和歌山県自動車運転免許第二試験場	田辺市中万呂50番地の 5
和歌山県警察本部田辺運転免許センター	田辺市上の山一丁目 2 番 5 号
和歌山県警察本部新宮運転免許センター	新宮市三輪崎1148番地の 4
和歌山県警察高速道路交通警察隊	和歌山市栗栖1038番地 2
和歌山県警察機動隊	和歌山市冬野686番地 1
和歌山県警察機動隊木ノ本庁舎	和歌山市木ノ本1445番地
和歌山県警察学校	和歌山市木ノ本1445番地